



第58回 東播支部定時総会（平成30年4月28日 西脇ロイヤルホテルにて）

暑中お見舞い申し上げます

兵庫県行政書士会東播支部

支部長 村上周造



厳しい暑さが続く今日この頃ですが、会員の皆様におかれましては、益々ご健勝にて業務にお励みのこととお慶び申し上げます。平素は、支部会務運営にご支援とご協力を賜り厚くお礼申し上げます。

去る平成30年4月28日、ご来賓の皆様方のご臨席を仰ぎ、第58回目となる定時総会を西脇ロイヤルホテルにおいて開催することができました。会員の皆様方のご協力のもと、総会が滞りなく終了できましたことに深く感謝申し上げます。

さて、総会の挨拶でも述べましたように、昨年度は、支部がおこなう事業を通して、行政書士の魅力、そして組織の魅力を発信することを心がけ会務の運営に努めてまいりました。研修厚生部と企画広報部という2本の柱のもと、各部部长をはじめ、支部役員の皆様には、何かとご無理をお願いしたことかと思ひます。

研修厚生部では、業務知識の向上を図ることはもちろんのこと、多くの会員が集うことができる場所づくりを目指し、事業を実施していただきました。年3回の研修会では、「法定相続情報証明制度」、「土地関連・就農支援業務」、「民法改正」とその全てを時代と地域に合った内容としたことで、計100名余りの会員の皆様にご参加をいただきました。

企画広報部では、年2回の支部会報の発行、ホームページやFacebook等での積極的な情報発信を通じ、行政書士の魅力を地域の皆様にお伝えするよう努めていただきました。また、昨年11月には、新たな試みとして地域の小学校での法教育出前授業を実施し、法律家として地域社会での役割を一つ果たすことができたのではないかとと思うところです。

近年、技術革新が急速に進み、人工知能AIやIoT等の第4次産業革命により社会構造が大きく変化しています。このことは、今後、行政書士業務に大きな影響を与えるだろうと言われています。ただ、現在の地域社会が抱える人口減少や高齢化社会に起因する所有者不明土地や空き家問題、中小企業の後継者不足等の課題に目を向けたとき、その解決には行政書士業務の専門性や人としての地域への愛情こそ必要となるような気がします。

幸いにして、県政150周年を迎えた兵庫県においては、地域創生へ向けての取組み、また、ユニバーサル社会づくりの推進により、県民一人ひとりが活躍することができる社会の実現が目指されています。このような中、我々行政書士も業務を通じて、また、業務以外のところでも、地域に溶け込み、行政書士の魅力、そして人としての魅力を地域の方々にはしっかりと伝えていくことが大切なのではないでしょうか。

支部においても、行政書士の魅力を常に創造し、それを発信していくことで、会員の皆様とともに活性化し、成長していけるよう努めていければと考えているところです。

最後になりましたが、今後とも会員の皆様のご支援とご協力をお願い申し上げるとともに、皆様のご健勝でのご活躍を祈念いたしまして、ご挨拶とさせていただきます。

行政書士は、まちの身近な相談相手

第58回 東播支部定時総会が開催される

会員 萬 浪 弘 三

平成30年4月28日(土) 16時30分より西脇ロイヤルホテルにおいて、第58回兵庫県行政書士会東播支部定時総会が開催されました。

定刻にいたり渡邊尚樹総務理事の司会のもと、上井秀勝副支部長による開会の言葉に続き、村上周造支部長があいさつを述べました。次に、来賓である藤井比早之衆議院議員、濱西喜生北播磨県民局長、山下智子兵庫県行政書士会副会長より祝辞をいただきました。

議事に移り、岩城章雅会員が議長に選出され、議長より東播支部会員総数80名、会場出席者25名、委任状出席者35名、計60名により定足数を満たし、本総会が有効に成立した旨の宣言がありました。

議案第1号・第2号(平成29年度事業報告及び会務報告の件、平成29年度会計決算報告並びに監査の件)、議案第3号・第4号(平成30年度事業計画(案)の件、

平成30年度収支予算(案)の件)は、執行部より説明がなされ質疑応答の後、満場異議なく承認可決されました。

総会後は出席会員で記念撮影を行ったあと、懇親会が催されました。懇親会では終始和やかな雰囲気のか、会員間の情報交換などが行われ、一層支部の親睦が深まりました。



東播支部 無料相談会の相談員を務めて

会員 野 間 清 史

平成30年6月9日(土) やしろショッピングパークBio 2階「くらしの相談コーナー」にて、13時30分～16時の時間帯で毎月恒例の無料相談会が開催されました。当日13時には、渡邊尚樹・村上真理両会員と私の担当3名が現地集合し、相談ブースを2組同時進行出来るよう会場の設営が終了したところで、13時25分「あの一ちょっと早いのですが、もうよろしいでしょうか?」と1組目の相談者の方の来場で相談会がスタートいたしました。1組目終了後、相談内容について3人で検証している際に気がつくとう入口付近に2人の方が並んで待っておられ、それぞれ別の相談者であったため2組に別れて相談開始。2組の相談が終了し、内容の確認終了直後に更に1組の相談者が来場され合計4組の相談が終了したところで

16時直前になっておりました。過去何度か相談員を務めさせていただきましたが、開始から終了まではほぼ途切れる事なく相談者の来場があった事は、私には初めての経験でした。計4件中3件に対応させていただき、相談内容はそれぞれ違っていました。個々の相談者は真剣に考え悩まれており、当方の回答に一生懸命に耳を傾けていただき、相談終了時には「ニコッ」とされた方、安心されたように「ホッ」とした表情の方それぞれでした。今回の相談会で改めて「行政書士は頼れる街の法律家」との行政書士としての矜持や「相談者への対応時は一瞬たりとも気は抜けない、真摯な気持ちで全力で対応する事」との先輩諸氏の言葉が正に実感として胸にしみ込んだ、私にとっても極めて貴重な経験でした。

行政書士による無料相談所の状況

開催日時：毎月第2土曜日 13時30分～16時

開催場所：やしろショッピングパークBio2階 くらしの相談コーナー

主な相談内容

・相続手続 ・遺言 ・贈与 ・戸籍 ・契約 ・土地関連 ・事業承継 ・許認可関連

現在の主な周知活動

- ・神戸新聞 地域の掲示板
- ・広報かとう くらしの相談コーナーお知らせ
- ・加東市ケーブルテレビ 文字放送
- ・チラシの設置(加東市役所、北播磨県民局、Bioくらしの相談コーナー横)
- ・支部会員名簿の設置(地区内各市役所、北播磨県民局)
- ・支部ホームページ
- ・支部Facebookページ

平成29年度の相談件数

4月8日	0件
5月13日	0件
6月10日	2件
7月8日	2件
8月12日	1件
9月9日	4件
10月14日	0件
11月11日	5件
12月9日	0件
1月13日	2件
2月10日	4件
3月10日	0件
合 計	20件

「民法改正に伴う契約書作成上の留意点」研修会に参加して

会員 足立 美和

平成30年3月5日(金)、西脇市茜が丘複合施設 Miraieにおいて、東播支部の民法改正に伴う契約書作成上の留意点研修が開催されました。弁護士 の吉田圭孝氏をお迎えしての研修でした。

研修の内容はまず始めに2020年4月1日から法定利率が3%に引き下げられ、そのうえで法定利率を3年に1回、過去5年間の短期貸し付けの平均利率を直近変動期と比較し、1%以上の差が生じた場合にこの差を直近変動期の法定利率に加算又は減算するという法改正が行われることについて、



て、例題をもとにわかりやすくお話しいただきました。今後は法定利率の変動に注意を払わなければならない、契約書作成時には利率を約定で定めることが望ましいということでした。次に消滅時効の見直し、時効の中断・停止について不合理な点があることや文言が法的意味内容と合っていないことなど、今回改正される要因となった現行法の問題点から改正法や経過措置についてまで詳しい説明がありました。

次に民法562条が新設され、買主の追完請求権が認められたこと、特定物ドグマが否定されたこと、そして目的物の種類又は品質に関する担保責任の期間の制限について定められている民法第566条、第637条の全面改正については現行法と改正法を比べながらの丁寧な説明でとてもわかりやすく理解を深めることができました。

その他にもいくつか改正についてお話しいただき、契約書を作成するうえで重要な民法の改正を学ぶ良い機会となりました。今回の研修の内容を生かして今後も業務に励みたいと思います。

「記帳業務の基礎と財務諸表の読み方」研修会に参加して

会員 今井 俊之

日時：平成30年7月9日(月)

午後1時30分から午後4時30分まで

会場：滝野文化会館研修室

講師：堀口 健 氏（法人・会計専門部会委員長／明石支部会員）

上記研修会に参加しました。研修会の内容は、記帳代行業務を受任するために必要な用語等の基礎知識を中心に①経理の仕事内容、②簿記の基礎知識、③会社の税務と決算に関するものでした。

1 経理の仕事内容では、税金の基礎知識のほか、入金伝票・出金伝票、証票(見積書、注文書、納品書、領収書)の具体的な記入方法と管理、注意点について解説がなされました。

2 簿記の基礎知識では、簿記の用語、振替伝票記帳方法、現金出納帳の記帳方法、総勘定元帳の記帳方法、売上と売掛金・仕入と買掛金・給与・交通費・交際費・会議費の処理の仕方、勘定科目と仕訳について事例を交えて解説がなされました。

3 会社の税務と決算では、総勘定元帳から試

算表の作成、決算整理、精算表の作成、貸借対照表・損益計算書にいたる決算の流れにそって、各過程で作成する帳票の作成方法について具体的な解説がなされました。また、減価償却についても、計算例を示して解説がなされました。

上記のいずれにつきましても、実際の帳票を例にその作成方法の解説がなされたことによりイメージしやすかった点、事例をとおして仕訳を体感できた点が大変参考になりました。この研修を機に、記帳業務の理解を深めていきたいと考えています。



働き方改革関連法案が可決成立しました

196回通常国会の最重要法案といわれる「働き方改革を推進するための関係法律の整備に関する法案」（以下、「働き方改革」）が、平成30年5月25日、衆議院厚生労働委員会において、一部修正のうえ可決されました。そして5月31日の衆議院本会議においても可決。参議院に送られ、6月29日に成立しました。この法案は、労働基準法、労働契約法、労働安全衛生法等、8本の法律を一括で改正するという、幅の広い法律になっています。

「働き方改革」では、一人一人の意思や、そして置かれた個々の事情に応じた、多様で柔軟な働き方を選択可能とする社会を追求する働き方改革を進めていくことで、人々のワークライフバランスの実現、生産性の向上を目指し、企業文化や風土を変えようとし、来年4月以降順次導入されます。

「働き方改革」の3つの柱は…

1. 長時間労働の是正
2. 非正規社員と正社員の待遇格差是正
3. 労働生産性の向上

と、なっています。では、1の長時間労働の是正から、主なポイントについて見ていきます。

時間外労働は、現在1週間15時間、1か月45時間、1年については360時間に定められています。しかし、現在は労使協定を結べば、事実上、青天井になっています。（ある大病院では、医師と病院で1か月200時間という、ありえない時間で労使協定を結んで問題になっていました。）この制度を見直すべく、時間外労働は、労使協定を結んだ場合でも、月45時間、年360時間。特別な事情がある場合でも年720時間、月100時間（休日労働含む）、2～6か月の平均80時間を限度とし、これを超えて働かせた場合には、罰則が科されます。（原則）

また、終業と始業の間に一定の休息時間を確保する制度、勤務間インターバル制度の普及、促進を目指し、企業側には労働者（管理監督者、みなし労働時間制適用者も含む）の労働状況を把握させる義務を負わせます。有給休暇が10日以上ある労働者については、そのうち5日の取得を企業に義務づけます。そして、残業時間が月60時間を超えた場合にかかる5割増の割増賃金率については、現在中小企業に適用している猶予措置は、5年後に廃止になります（大企業はすでに適用されています）。

しかし、一方で高年収の一部専門職（年収1,075万以上の金融アナリストやコンサルタント、具体的には厚労省の省令で定める）には、本人同意のもと（撤回可能）に、労働時間の規制から外し、労働時間ではなく成果で評価される働き方として（残業代や深夜・休日手当は支払われない）高度プロフェッショナル制度「高プロ」が創設されました。しかし、「4週間で4日以上の日休確保」といった、健康確保措置はあるものの、限度なく働かされる懸念があります。

次に2の非正規社員と正社員の待遇格差是正ですが、我が国では、諸外国に比べ待遇差の大きい非正規雇用者の就業割合が上昇しているため、安倍総理は、「正規雇用者と非正規雇用者の不合理な待遇差を解消し、どのような雇用形態であっても納得が得られる処遇が受けられ、多様な働き方を自由に選択できるようにし、我が国から“非正規”という言葉を一掃することを目指し、同一労働同一賃金の法整備を実現する。」としています。具体的には、企業が、待遇改善のインセンティブ付与として、キャリアアップ助成金が活用できるよう賃金引き上げ等に助成を行います。また、企業には正規雇用者との待遇の内容・理由に関する説明を義務化し、行政による説明の履行確保措置及び行政ADRを整備するとしています。

そして、3の労働生産性の向上です。現在日本では、少子高齢化により労働人口が不足しています。そのため、主に働きたい高齢者の就業促進を目指しています。具体的には、企業の継続雇用の延長、定年延長の支援と高齢者再就職の受入れ・マッチング支援の強化です。

また、病気治療、子育て、介護などと仕事を、無理なく両立したい労働者の両立支援策の充実・活用促進や、副業・兼業の普及を図ったり、外国人材受入れの環境整備を進め、高度外国人材の更なる活用を行うとしています。

施行日	残業時間の罰則つき上限規制（原則）	大企業 2019年4月～	中小企業 2020年4月～
	勤務間インターバル制度	2019年4月～	
	有給休暇取得の義務化	2019年4月～	
	割増賃金率の猶予措置の廃止	大企業 すでに措置なし	中小企業 2023年4月～
	高プロ制度の導入	2019年4月～	
	同一労働同一賃金の促進	大企業 2019年4月～	中小企業 2021年4月～

東播支部新入会員説明会に参加して

会員 増田 和 英

平成30年7月9日(月)、滝野文化会館にて東播支部新入会員説明会に参加させていただきました。参加者は支部役員の5名の方々と平成29年、平成30年の新入会員4名でした。

まず村上支部長から支部の概要や活動等について説明していただきました。その中で、毎年10月1日(恥ずかしながら私はこの日が「法の日」であることを初めて知りました)と毎月第2土曜日に支部の無料相談会を開催しているというお話がありました。

私も知人から「行政書士って何をする仕事なの?」「こんな相談をしたい場合は行政書士に頼めばいいの?それとも司法書士?」と聞かれることがよくありますし、「相談したいことがあっても事務所を訪れるのは中々勇気がいる」と言われることもあります。相談



の敷居を下げ、行政書士の存在や業務内容を多くの方に知っていただくために、無料相談会は非常に大切な活動であると感じました。

最後に質疑応答の時間があり、普段業務を行う上での疑問について、役員の先輩方や同期の方々にも助言をいただき大変勉強になりました。また「東播支部の皆さんは親切な方ばかりなので、分からないことがあればいつでも聞いてください」と言っていただき、非常に心強く感じました。

私は入会後初めて支部の集まりに参加させていただいたため、最初は緊張しましたが、終始和やかな空気のまま説明会は終了し、最後に名刺交換をさせていただき、解散となりました。新入会員として分からないことばかりで不安な中、役員の先輩方や同期の方々への自己紹介の場を設けていただいたことは、今後の活動の大きな励みになりました。

今後は研修会等に積極的に参加し、支部の会員の皆様と親睦を深めながら、私自身も行政書士としてスキルアップしていきたいと思えます。

末廣千秋会員 平成30年 春の褒章受章、おめでとうございます!!

平成30年4月29日付けで春の褒章が発令されることとなり、兵庫県行政書士会東播支部より末廣千秋会員が受章されました。

末廣会員は昭和56年に司法書士、昭和59年に行政書士として登録され、これまで活躍されてきました。このたびは調停委員としての功績が認められ、藍綬褒章を受章されたとのことでした。

調停委員に就任されたのは平成12年のことで、これまで18年間委員を務めてこられました。人の話を聞くということは調停委員として大切な仕事ですが、人の話を“公平”に聞くことの難しさを強く感じたそうです。“量的・時間的な公平さ”が必要なのは当然であり、その上に“質的な公平さ”を築いていく努力をされたそうです。公平さを欠き、両当事者のどちらか一方の方を向いてしまうと、他方からの信頼を得られず調停は進みません。だから両当事者と信頼(ラポート)関係を築いていくことに最も注力されたとのことでした。信頼関係を築くことで相手の本音を聞き出し、本当の願いに気づき、真の解決へと導くことが調停委員の仕事であるとおっしゃって

いました。それには「行政書士」としての経験で磨いてきた『表面の奥にある本心を見抜く洞察力』が役立ったとのことでした。「話を聞くということはしんどいことです。でも話を聞くことが調停委員・行政書士として一番大切なことです。調停が成立して『ありがとうございました』と笑顔で部屋を出ていかれる時に続けてきてよかったと感じます。」とおっしゃっていました。

今後も無理せずに調停委員を続けていくとのことでしたが、そんなお忙しい毎日でも本をよく買い、新しいことにチャレンジされているとのことでした。

東播支部では末廣会員に祝意を表し、祝金・記念品を贈呈し、受章を心よりお祝いするとともに、今後ますますのご発展とご活躍を祈念いたします。

(企画広報部 永崎)



新入会員の紹介

いま い とし ゆき
今井 俊之

事務所／加東市社560番地2

平成30年4月2日入会

TEL.0795-38-7616 FAX.0795-38-7617

このたび、東播支部に入会させていただきました、今井俊之と申します。市民の権利の擁護に貢献したいと思いますので、なにとぞ、御指導御鞭撻を賜りますようお願いいたします。

北播磨県民局長を表敬訪問

平成30年5月29日(火)、村山豪彦本会会長をはじめ、東播支部より村上支部長、渡邊総務理事、明石支部より大屋支部長、中井副支部長の5名において、本年度より北播磨県民局長に就任された濱西喜生氏を表敬訪問いたしました。

表敬訪問では、年度初頭のご挨拶を行うとともに、現在の地域社会が抱える事業承継や空き家等の課題解決について、意見の交換を行いました。

また、会が推進する地域創生に向けた取り組み等の活動報告を通じ、地域における行政書士の必要

性にご理解をいただき、今後も地域住民と行政との懸け橋としての役割を担う行政書士へのご協力をお願いいたしました。



支部からのお知らせ

兵庫県行政書士会及び行政書士会東播支部の慶弔規定

兵庫県行政書士会及び行政書士会東播支部には慶弔に関する規定があります。一定の要件を満たした場合に、会員もしくは家族から支部長を経由して請求することで、祝金や見舞金が支給されます。下記に該当する場合は、支部長にご連絡いただきますようよろしくお願いいたします。

兵庫県行政書士会

・御見舞(災害・障害・入院)、御香料、結婚、出産、御祝儀(古希・喜寿・米寿等)

行政書士会東播支部

・火災、風水害等の被災時、入院等、御香料、結婚

編集後記

気象庁が「災害と認識」するような猛暑が列島を襲っています。昔は天気予報で「夏日」と言われますと暑いというイメージがありましたが、30度未満なら今では涼しいと感じてしまいます。そのうち「夏日」という言葉は「過去の言葉」になるのか、暑さのインフレに対応するため、「夏日」のデノミが実施されるのか。「技術大国日本」という言葉も「過去の言葉」となりつつあるようですが、2年後に『東京オリンピック』を開催することを好機ととらえ、この危機的な暑さを抑える新技術が生み出されるといいですね。

さて「ぎょうせいはりま81号」も無事に発行を迎えることができました。ご協力くださった皆様に心より感謝いたします。暑さ厳しい時期ですので、お体にお気をつけてお過ごしください。(企画広報部 永崎)

東播支部会員動向 (平成30年7月1日現在)

会員数／80名

西脇市／22名・小野市／17名・加西市／15名
加東市／18名・多可郡／8名

ぎょうせい はりま No81

発行日／平成30年8月1日

発行人／村上周造

発行者／兵庫県行政書士会 東播支部

〒677-0015 西脇市西脇869番地 村上周造事務所内
TEL(0795)22-1665 FAX(0795)23-6216